

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

… 2

## 公 示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年9月11日 関東運輸局長 藤田 礼子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請及び申請事案

番号 要請・申請者 事案の概要 (1. 要請・申請期間 2. 運賃適用地域名 3. 要請・申請概要)

25B18号 京浜地区 法人タクシー事業者 91者

1. 令和7年6月25日～令和7年9月24日
2. 京浜地区
3. 運賃改定要請の概要

別紙1のとおり

25B19号 相模・鎌倉地区 法人タクシー事業者 56者

1. 令和7年6月25日～令和7年9月24日
2. 相模・鎌倉地区
3. 運賃改定要請の概要

別紙2のとおり

25B20号 千葉地区 法人タクシー事業者 105者

1. 令和7年6月26日～令和7年9月25日
2. 千葉地区
3. 運賃改定要請(申請)の概要

別紙3のとおり

1. 要請期間 令和7年6月25日～令和7年9月24日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	91 者	2 両	4 両	6,038 両	6,044 両

地区全体の 車両数(B)
6,558 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
92.16 %

3. 要請における所要増収率 1.7%～31.5%

4. 要請運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃				
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	
普通車	1	0.8 ～0.899 km	500 円	182 ～215 m	100 円	65 ～75 秒	100 円	60 分	6,350 ～7,150 円	30 分	2,890 ～3,200 円
	2	0.9 ～0.98 km	500 円	199 ～215 m	100 円	70 ～80 秒	100 円	60 分	5,500 ～8,000 円	30 分	2,500 ～3,500 円
	3	1.0 ～1.05 km	500 円	190 ～231 m	100 円	75 ～85 秒	100 円	60 分	5,600 ～6,250 円	30 分	2,650 ～2,800 円
	4	1.1 km	500 円	211 m	100 円	80 秒	100 円	60 分	6,250 円	30 分	2,800 円
	5	1.0 km	540 円	220 m	100 円	80 秒	100 円	60 分	6,000 円	30 分	2,700 円
	6	1.037 ～1.06 km	600 円	202 ～220 m	100 円	75 ～90 秒	100 円	60 分	5,650 ～6,500 円	30 分	2,560 ～2,900 円
	7	1.5 km	800 円	230 m	100 円	90 秒	100 円	60 分	6,000 円	30 分	3,000 円

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.091 km	500 円	239 m	100 円	90 秒	100 円	60 分	5,450 円	30 分	2,460 円

5. 現行運賃改定  
令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)

1. 要請期間 令和7年6月25日～令和7年9月24日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	56 者	9 両	5 両	2,346 両	2,360 両

地区全体の 車両数(B)
2,421 両

要請車両数割合 (A÷B)×100
97.48 %

3. 要請における所要増収率 5.3%～22.8%

4. 要請運賃概要

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1	0.85 km	500 円	210 m	100 円	75 秒	100 円	30 分	4,350 円	30 分	4,350 円
	2	0.9 ~0.995 km	500 円	194 ~235 m	100 円	60 ~90 秒	100 円	30 分	3,700 ~4,430 円	30 分	3,700 ~4,430 円
	3	1.0 ~1.036 km	500 円	200 ~229 m	100 円	75 ~85 秒	100 円	30 分	3,900 ~4,350 円	30 分	3,900 ~4,350 円
	4	1.05 ~1.091 km	600 円	200 ~208 m	100 円	70 ~75 秒	100 円	30 分	3,000 ~4,350 円	30 分	3,000 ~4,350 円

○参考(現行運賃)

車種区分		距離制運賃						時間制運賃			
		初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
		距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車		1.091 km	500 円	247 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,640 円	30 分	3,640 円

5. 現行運賃改定

令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)

【千葉地区】

別紙3

1. 要請(申請)期間 令和7年6月26日～令和7年9月25日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請(申請)状況

要請(申請)事業者数		要請(申請)事業者の車両数			
		特定大型車	大型車	普通車	計(A)
法人	105 者	15 両	3 両	4,913 両	4,931 両

地区全体の 車両数(B)
5,565 両

要請(申請)車両数割合 (A÷B)×100
88.61 %

3. 要請(申請)における所要増収率 10.1%～25.9%

4. 要請(申請)運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃					
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算			
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額		
普通車	1	0.915 ～0.98 km	500 円	190 ～207 m	100 円	70 ～95 秒	100 円	30 分	4,200 ～4,600 円	30 分	4,200 ～4,600 円	
	2	1.0 ～1.05 km	500 円	200 ～221 m	100 円	60 ～90 秒	100 円	30 分	3,900 ～4,350 円	15 分 ～30 分	2,000 ～4,350 円	
	3	1.05 km	600 円	217 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,300 円	30 分	4,300 円	
	4	1.155 ～1.174 km	600 円	199 ～206 m	100 円	75 秒	100 円	30 分	4,350 ～4,400 円	30 分	4,350 ～4,400 円	
	5	1.205 ～1.259 km	600 円	207 ～217 m	100 円	80 ～85 秒	100 円	30 分	4,050 ～4,250 円	30 分	4,050 ～4,250 円	

○参考(現行運賃)  
千葉地区(旧千葉県A地区)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.155 km	500 円	239 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,680 円	30 分	3,680 円

千葉地区(旧千葉県B地区)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃			
	初乗		加算		時間距離併用制		初乗		加算	
	距離	額	距離	額	秒	額	時間	額	時間	額
普通車	1.155 km	500 円	244 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,700 円	30 分	3,700 円

5. 現行運賃改定  
令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)